労働安全衛生方針

1. 基本理念

サイデン化学株式会社は、「安全はすべてに優先する」を基本理念とし、働くすべての人の安全と健康を最優先に事業活動を行います。労働災害の防止と快適な職場環境づくりを経営の重要課題として位置づけ、継続的な改善に取り組みます。

2. 適用範囲

本方針は、サイデン化学株式会社の全ての役員および従業員に適用します。また、当社構内で作業を行う協力会社および請負業者に対しても、本方針に基づく安全衛生活動への協力を求めます。

3. 行動方針

(1) 法令・社内基準の遵守

労働安全衛生関係法令および社内規程を遵守し、安全衛生管理の水準向上に努めます。

(2) 危険有害要因の低減

作業に潜む危険源を明確化し、リスクアセスメントを実施して、災害ゼロを目指します。化学物質のリスク評価と適正管理を徹底します。

(3) 安全で快適な職場環境づくり

設備改善、作業環境整備、5S 活動を推進し、安全・安心に働ける職場を構築します。

(4) 健康管理の推進

過重労働防止、メンタルヘルス対策、健康診断の適切な実施により、従業員の心身の健康保持増進を図ります。

(5) 教育・訓練の充実

安全衛生教育を計画的に実施し、全従業員の安全意識向上を図ります。

(6) 全員参加の安全衛生活動

コミュニケーションを重視し、従業員一人ひとりが主体的に安全衛生活動に参加する職場づくりを進めます。協力会社との連携を強化します。

(7) 継続的改善

活動の評価と改善を継続的に行い、安全衛生水準の向上を図ります。

4. 方針の周知と公開

本方針を全従業員に周知するとともに、必要に応じて取引先および社外にも公開します。

制定日：2026 年 4 月 1 日

サイデン化学株式会社

代表取締役社長　籠島 嘉隆